

旭市立保育所 I C Tシステム導入運用業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 目的 入所児童の保護者の負担軽減、保育士の業務負担軽減及び保育サービスの向上を図るため、旭市立保育所において保育所 I C Tシステムを導入するにあたり、上記目的に最も適した保育所 I C Tシステムの導入及び運用・保守業務を行う事業者を、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者として選定する。
- (2) 業務名 旭市立保育所 I C Tシステム導入運用業務委託
- (3) 業務内容 「旭市立保育所 I C Tシステム導入運用業務委託調達仕様書」によるものとする。
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日から令和11年10月31日まで
- ・本システムの初期構築作業
契約締結日の翌日から令和8年10月31日まで
 - ・本システムの提供
本稼働の開始日（令和8年11月1日）から令和11年10月31日まで

2. 業務に要する費用（見積限度額）

業務期間総額 21,008,900 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

金額は単に業務規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

参考見積書の金額が、業務に要する費用（見積限度額）を超過した場合は失格とする。

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

- (1) 令和8・9年度旭市競争入札参加資格者名簿（委託）において、営業種目『情報処理』又は『その他委託』に登録されている者であること。
- (2) 旭市建設工事請負業者等指名停止措置要綱による指名停止又は旭市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外を受けていないこと。なお、対象期間は公告日から契約締結の日までとする。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、当該処分を受けた日から2年を経過している者を除く。また、公告日前6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 直近5年間（令和3年度から令和7年度まで）において、保育所を運営する地方公共団体に対して、保育所 I C Tシステム（ただし、①保育に関する計画・記録に関する機能、②園児の登園及び降園の管理に関する機能、③保護者との連絡に関する機能を全て有しているシステムに限る。）の導入及び運用・保守業務の実績を有していること。

5. 日程

| 項目 | 日程 |
|-------------------|--------------------|
| 公告 | 令和8年7月10日(金) |
| 質問受付締切 | 令和8年7月21日(火)午後3時 |
| 質問回答 | 令和8年7月24日(金)まで |
| 参加申込書提出期限 | 令和8年8月3日(月)正午 |
| 参加資格審査及び第1次審査 | 令和8年8月3日(月)午後(予定) |
| 参加資格審査及び第1次審査結果通知 | 令和8年8月4日(火)(予定) |
| 企画提案書提出期限 | 令和8年8月18日(火)午後5時まで |
| 第2次審査 | 令和8年8月21日(金)(予定) |
| 第2次審査結果通知 | 令和8年8月27日(木)(予定) |
| 契約締結 | 令和8年9月上旬(予定) |
| 業務開始 | 令和8年9月上旬(予定) |
| システム本稼働 | 令和8年11月1日 |

※ 上記日程は予定であり、都合により変更する場合がある。

※ 第2次審査の実施時間等の詳細は、第1次審査結果通知後、対象者に別途通知する。

6. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和8年7月21日(火)午後3時まで(必着)
- (2) 提出方法：質問書(様式1号)により電子メールにて提出すること。
 - ※ 電子メールの件名は、【保育所ICTシステム質問】と記載すること。
 - ※ 提出先電子メールアドレス：hoiku@city.asahi.lg.jp
 - ※ 電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
 - ※ 電子メール提出後は、電話にて到達確認をすること。
- (3) 回答期限：令和8年7月24日(金)まで
- (4) 回答方法：市ホームページに掲載
 - ※ 当該回答文書は、この実施要領又は調達仕様書に対して追加又は修正したもののみならず。
 - ※ 質問がなかった場合もその旨を公表する。

7. 参加申込書の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
 - ① 参加申込書(様式2号) 原本1部
 - ② 参加資格確認書類 原本1部
 - ア 会社概要(様式4号)
 - イ 認証・認定資格等の写し(保有している場合)
 - ウ 業務実績調書(様式5号)
 - エ 記載した業務の契約書の写し及び業務概要を確認できる書類
- (2) 提出期限等
 - ① 提出期限：令和8年8月3日(月)正午まで(必着)
 - ② 提出場所：旭市役所子育て支援課
 - ③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法(書留郵便等)とし、確認の連絡をすること。

8. 参加資格審査及び第1次審査

(1) 審査方法

提出された書類を【4. 参加資格】及び【11. 審査基準及び配点(1)】で示す審査基準に基づいて審査し、参加申込者が3者以下の場合、参加資格を満たす者全員を第2次審査の対象者とする。参加申込者が3者を超える場合は、第1次審査の評価点が高い者から順に3者を選考する。

実施日：令和8年8月3日（月）午後（予定）

(2) 審査結果の通知

当該審査の完了後に審査結果を参加申込者全員に対して、書面により通知する。

当該書面は、電子メールにより送信する。

9. 企画提案書の作成及び提出

(1) 対象者 第1次審査を通過した事業者

(2) 作成要領 「企画提案書等作成要領」によるものとする。

(3) 提出書類 「企画提案書等作成要領」によるものとする。

(4) 提出部数 原本1部、副本10部

(5) 提出期限等

① 提出期限：令和8年8月18日（火）午後5時まで（必着）

② 提出場所：旭市役所子育て支援課

③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法（書留郵便等）とし、確認の連絡をすること。

10. 第2次審査

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 審査方法

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション・ヒアリング等を実施し、【11. 審査基準及び配点(2)~(3)】で示す審査基準に基づいて審査し、第1次審査の点数と合算した上で、最も優れている提案を特定する。

実施日：令和8年8月21日（金）午後（予定）

実施場所：旭市役所 2階 会議室203

(2) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。

11. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。なお、各評価項目の詳細、採点方法、価格点の算定方法、同点時の取扱いその他審査に必要な事項は、別に定める「旭市立保育所ICTシステム導入運用業務に係る公募型プロポーザル審査実施要領」によるものとする。

(1) 第1次審査

認証・認定資格等の状況、契約実績、運用実績 100点

(2) 第2次審査A

参考見積書 100点

(3) 第2次審査B

実施体制、各種調書及び企画提案書等

100点/審査員 × 6人 = 600点

(4) 総合計点

(1)~(3)の総合計 800点

(5) 最低基準点 480点

※総合計点が最低基準点を下回った場合は、契約候補者とししない。

12. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書等の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの、その他選定結果に影響を与えるような不誠実行為を行ったもの
- (6) 参考見積書のコличествоが、【2. 業務に要する費用（見積限度額）】を超過したもの
- (7) その他、著しく信義に反する行為等、失格にすべき行為があった場合

13. 契約

- (1) 契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。その際、契約候補者はあらかじめ見積書を提出するものとする。
- (2) 業務の目的達成のため必要な範囲において、契約候補者との協議により、企画提案書等の記載内容を修正・変更する場合がある。
- (3) 契約候補者を相手方として、旭市契約事務取扱規程に基づき契約を締結する。ただし、契約候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次順位者と契約締結に向けた協議を行うものとする。
- (4) この契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、本契約締結の日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、発注者はこの契約を変更し、又は解除することができる。
- (5) 契約者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約締結時に納付するものとする。ただし、旭市財務規則第148条第3項に該当する場合は、免除する。

14. その他留意事項

- (1) 参加申込書の提出以降に参加を辞退する場合には、速やかに辞退届（様式8号）を提出すること。
- (2) 旭市の指示がある場合を除き、提出期限後における書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出書類は返却しないものとする。参加者は、契約候補者決定前に提出書類に係る企画内容について公開等他の用途に使用する場合は、事前に旭市の承諾を得て行うものとする。
- (5) 旭市は、提出書類について、契約候補者の特定に係る業務以外には提出者に無断で使用しない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出書類は必着とし、郵便事故等に係る異議申立ては認めない。
- (8) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理責任者及び担当者は、原則として変更できないものとするが、やむを得ず変更する場合は、旭市と協議のうえ決定するものとする。
- (9) 旭市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、決定に影響が生じるおそれがある情報については、契約候補者特定後の開示とする。
- (10) 提案者が1者のみであってもプロポーザルは実施することができる。ただし、提案が最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。
- (11) 本実施要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、旭市と協議すること。

15. 担当部署（提出・問合せ先）

〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地

旭市 子育て支援課 保育所再編班 担当：小林・鶴殿

TEL 0479-74-3770

E-mail hoiku@city.asahi.lg.jp